

エアリススケートパーク太田オープニングイベント協賛要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エアリススケートパーク太田オープニングイベント（以下「本イベント」という。）の趣旨に賛同する法人その他団体（以下「企業等」という。）が、本イベントに協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「協賛」とは、企業等が、本イベントにおけるコンテストの参加者に特典として抽選により配布する物品・優待券等若しくは体験教室の使用物品とする物品（以下「協賛品等」という。）又は体験型教室の講師に関する役務（以下「協賛役務」という。）を提供することをいう。

(協賛の基準等)

第3条 協賛品等の内容若しくは、協賛することができない業種又は業者等については、太田市庁用封筒広告掲載取扱要綱（平成20年1月9日太田市制定）第2条及び第3条の規定に準じるものとする。

(協賛の内容等)

第4条 第2条に規定する協賛役務の具体的内容及び条件等は、協賛を申し出た企業等と都市政策部まちづくり推進課（以下「事務局」という。）が協議して決定するものとする。

2 第2条に規定する協賛を行った企業等には、第13条による特典が付与されるものとする。

(協賛期間)

第5条 協賛の受付期間は令和6年4月1日から同月15日までの期間とする。協賛期間については第9条の通知が届いてから、オープニングイベント開催日までとする。

(申込方法等)

第6条 協賛を希望する企業等は、エアリススケートパーク太田オープニングイベント協賛申込書（様式第1号）を太田市長宛て提出する。

(審査機関)

第7条 協賛企業等の決定について審査することを目的として、都市政策部内にエアリススケートパーク太田オープニングイベント協賛企業等選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 都市政策部長

(2) 都市政策部副部長（都市建設担当）

(3) 都市政策部副部長（土木建築担当）

(4) まちづくり推進課長

3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、都市政策部長とし、委員会の副委員長は都市政策部副部長（都市建設担当）とする。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員会の庶務は、都市政策部まちづくり推進課事業担当において処理する。

（会議）

第8条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに委員長が召集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 委員会に諮ることができない場合は、持ち回りにより可否を決定することができる。

（決定通知）

第9条 第7条の委員会により協賛の可否を決定したときは、エアリススケートパーク太田オープニングイベント協賛決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、申し込みした企業等に通知する。

（申込内容の変更等）

第10条 企業等が申込内容の変更や、協賛の取下げ等をするときは、速やかにエアリススケートパーク太田オープニングイベント協賛（変更・取下げ）申込書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 前項の申込みに対して、その可否を決定したときは、エアリススケートパーク太田オープニングイベント協賛（変更・取下げ）決定通知書（様式第4号）により企業等に通知するものとする。

（決定の取消し）

第11条 市長は、第9条による決定後、社会通念上協賛が適当ではないと認められる事例が生じた場合には、その決定を取り消すことができる。

2 前項の取消しにより、企業等が損害を受けた場合においても、市はその賠償の責めを負わない。

(協賛品等の納入等)

第12条 第2条に規定する協賛品等及び協賛役務を行う企業等は、第9条による通知を受理した後、事務局が指定する方法により、協賛品等の納入又は協賛役務を提供するものとする。

(協賛特典)

第13条 事務局は、第9条の規定により協賛を可とする決定をした企業等について、協賛するために要した費用相当額(金銭換算相当額)に応じて、別表1に定める特典を付与することとし、決定通知書により企業等に協賛種別を通知するものとする。

2 協賛役務で、協賛するために要した費用相当額(金銭換算相当額)を算定するのが困難な場合は、体験を受け入れる人数に応じて、別表第2に定める特典を付与することとし、決定通知書により企業等に協賛種別を通知するものとする。

3 事務局は、前項に規定する協賛の特典の外に、必要に応じて、別の特典を追加できるものとする。

(雨天中止時等の対応)

第14条 協賛品等及び協賛役務は、エアリススケートパーク太田オープニングイベント当日が雨天等によりイベント中止となった際は、協賛を申し込んだ企業等に対して返還するものとする。ただし、企業等との協議の結果によっては、この限りでない。

(苦情処理)

第15条 企業等は協賛品等及び協賛役務に関する苦情等について、自らの責任において速やかに解決しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

協賛種別	金額	特典
ゴールドパートナー	5万円相当以上	<ul style="list-style-type: none"> ・会場エリア内の企業・団体名掲示 ・会場エリア内に企業・団体用のブース設置 ・ポスター・チラシ内への企業・団体名の掲載 ・HP（イベントページ）への企業・団体名の掲載
シルバーパートナー	3万円相当以上	<ul style="list-style-type: none"> ・会場エリア内の企業・団体名掲示 ・ポスター・チラシ内への企業・団体名の掲載 ・HP（イベントページ）への企業・団体名の掲載
ブロンズパートナー	3万円相当未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター・チラシ内への企業・団体名の掲載 ・HP（イベントページ）への企業・団体名の掲載

※特典の会場エリア内の企業・団体名掲示及びブースの設置はイベント当日のみとなります。

別表第2（第13条関係）

協賛種別	体験受入可能人数	特典
ゴールドパートナー	30人以上	別表第1 ゴールドパートナーと同様
シルバーパートナー	10人以上 30人未満	別表第1 シルバーパートナーと同様
ブロンズパートナー	10人未満	別表第1 ブロンズパートナーと同様